

「江東区公共用 EV 充電設備運用モデル事業」 運営事業者選定プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、「江東区公共用 EV 充電設備運用モデル事業」（以下、「本事業」という。）において、運営事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

2. プロポーザル実施の趣旨

江東区（以下、「区」という。）では、「ゼロカーボンシティ江東区」実現のため、区施設における充電インフラの整備を通じて、EV の普及促進を図ることを目指している。

本プロポーザルは、本事業を円滑に進めるために行なう「公募型プロポーザル方式」であり、応募者が区における充電インフラの整備をどう理解し、事業をどのように進めようとしていくのか、知識と経験および技術力を有する運営事業者から提案を求め、本事業に最も適した者を選定するために実施するものである。

3. 事業の概要

別紙「江東区公共用 EV 充電設備運用モデル事業」仕様書」のとおり

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は参加申込書の提出期限において以下の資格を全て満たすものとする。なお、参加者が協定締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27 江総経第 3281 号）による指名停止を受けていないこと。

- (6) 募集要領等に示す業務を履行する能力を有すること。

5. スケジュール (予定)

- (1) 実施要領の公表期間
令和6年2月5日(月)～令和6年3月4日(月) 17時まで
- (2) 質問受付期間
令和6年2月5日(月)～令和6年2月19日(月) 17時必着
- (3) 質問回答日
令和6年2月22日(木)
- (4) 参加申込書等の提出期限
令和6年2月27日(火) 17時必着
- (5) 企画提案書の提出期限
令和6年3月4日(月) 17時必着
- (6) 第1次審査
令和6年3月13日(水)
- (7) 第1次審査結果通知
令和6年3月14日(木)
- (8) 第2次審査
令和6年3月25日(月)
- (9) 最終選定結果通知
令和6年3月27日(水)
- (10) 基本協定書の締結
令和6年4月中旬頃

6. 参加手続

- (1) 実施要領の公表
ア 公募期間：令和6年2月5日(月)～令和6年3月4日(月)
イ 公募方法：区ホームページにて公表
- (2) 質疑・回答
ア 受付期間：令和6年2月5日(月)～令和6年2月19日(月) 17時必着
※ 提出期限後に到着した書類は無効とする。
イ 質問方法：様式6「質問書」に質問内容を記入し、11. 担当部署あてにメールにて提出
ウ 回答日：令和6年2月22日(木)
エ 回答方法：質問への回答は、区ホームページに掲載し、個別の回答は行わない。
- (3) 応募書類の提出

ア 提出期限

参加申込書	令和6年2月27日（火）17時必着
企画提案書	令和6年3月4日（月）17時必着

イ 提出方法

持参（平日の9時～17時）又は郵送

※持込み先・送付先は、11. 担当部署まで

(4) 提出書類

ア 参加申込書

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。参加申込を行ったものが応募資格を有すると区が認めた場合は、区から参考資料（候補施設の平面図、配線図、契約電力に係る資料）を電子メールにより送付する。

- ①参加申込書（様式1） 1部
- ②法人登記事項証明書または登記簿謄本（原本） 1部
※発行日から3ヶ月以内のもの。
- ③直近1年分の法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明 1部 ※発行日から3ヶ月以内のもの。
- ④直近3年分の財務諸表 1部
- ⑤会社概要書（様式2） 10部
- ⑥執行体制報告書（様式3） 10部
- ⑦同種業務実績報告書（様式4） 10部

イ 企画提案書

- ①企画提案書（様式5表紙） 1部
- ②企画提案書（様式5） 10部

仕様書を参考に作成し、以下の内容を盛り込むこと。

※会社名が分からないようにすること。なお、図や写真等の挿入を可とする。

- A) 事業スキーム（仕様書上の役割分担をふまえた事業者の業務内容等）
- B) 設置工事期間及び運用期間中の事業実施体制、事業スケジュール
- C) 故障時及び緊急時の問い合わせ対応体制、情報セキュリティ対策
- D) 設置する充電器の仕様・定格出力（kW）・設置数（口）
- E) 1kWh当たりの税込充電料金（円）
- F) 充電器の利用方法、充電料金の決済方法
- G) 区への事業報告の内容（利用状況等の各種データ）
- H) 付加提案（記載自由）

(5) その他注意事項

ア 指定の様式は、区ホームページよりダウンロードのうえ、作成すること。

イ 企画提案書の提出は、1者につき1案のみとする。

- ウ 企画提案書には、様式5表紙を除く全てのページにおいて、会社名、ロゴマーク等、提案書の名称を識別または推定できる文言等を記載しないこと。また、別紙を添付する際は、用紙サイズはA4縦を基本とし、10枚（様式5本紙を含む）を上限とする（両面印刷可）。
- エ 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける協定締結の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることがある。

7. 評価方法

第1次審査は提出された書類について、第2次審査はプレゼンテーション及びヒアリングについて、江東区職員で組織する「江東区公共用EV充電設備運用モデル事業」運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が審査を行う。

(1) 評価基準

別紙「江東区公共用EV充電設備運用モデル事業」評価基準」のとおり

(2) 評価方法

企画提案書・プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、評価する。

(3) 第1次審査（書類審査）

提出書類について、評価基準に基づき採点を行い、採点が高い事業者から3社程度を第2次審査対象者として選定する。

審査結果は、第1次審査結果通知日に全社あてにメールで通知し、併せて第2次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。

(4) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。1事業者あたり30分（説明20分、質疑応答10分）程度とし、参加人数は5名までとする。なお、パワーポイントを使用する場合には、自社のパソコンを持参すること（プロジェクター及びスクリーンは区が用意する）。

(5) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)(4)の総合点が最も高い者を、協定締結の相手方の候補者として選定する。

イ 合計点同数である者が複数の場合は、「企画提案内容」に係る評価点の合計が最も高い者を上位とする。

ウ 「企画提案内容」に係る評価点の合計も同点の場合は、選定委員会の審議により、上位者を決定する。

エ ア～ウに関わらず、総合点が100点未満の場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、第1次審査通過者に選定又は非選定の結果をメール及び郵送で通知する。また、協定締結後、区ホームページにおいて、以下の項目を公表する。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) 参加者の名称及び総合点
 - ※(1)以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

9. 協定の締結

- (1) 選定された事業者は、本事業の実施に関し、別紙「江東区公共用EV充電設備運用モデル事業に関する協定書(案)」により、速やかに区と協定を締結することとする。なお、事業者が協定の締結を辞退した場合、又は協定締結までに以下の事由に該当した場合は、選定結果を取り消し、協定を締結しないものとする。この場合、次順位者を候補者とする。

- ア 参加資格を喪失したとき
- イ 提出した書類に虚偽の記載があったとき
- ウ 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき
- エ 財務状況の悪化等により、事業の運営に支障が生じると判断されるとき
- オ 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切でないと判断されるとき
- カ 事業推進に必要な手続きを行わないとき
- キ 本要領、関係法令等に反していることが明らかになったとき
- ク そのほか、区長により、協定の締結が適当でないと判断されるとき

- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により協定を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。

10. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、様式7「辞退届」により届け出るもの

- とする。
- (3) 全ての提出書類は提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、区から指示があった場合を除く。
 - (4) 参加申込書を提出した後、区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
 - (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、申込者の負担とする。
 - (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

1 1. 担当部署

江東区 環境清掃部温暖化対策課環境調整係

〒135-8383 東京都江東区東陽 4-11-28

（江東区役所防災センター6階5番窓口）

電 話 03-3647-6124〔直通〕

F A X 03-5617-5737

メール 380200@city.koto.lg.jp